



平成 22 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 I Tホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 晋
(コード番号 3626 東証第 1 部)
問合せ先 グループ広報部長 佐久間 巖
(Tel. 03-6738-7557)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 2 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループ事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応し、その明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社グループにおける東京地区の事業規模拡大に伴い、現行定款第 3 条（本店の所在地）を富山県富山市から東京都千代田区に変更するものであります。
- (3) 本店所在地の変更に伴い、現行定款第 13 条（招集および招集地）に規定する株主総会の招集地につき、所要の変更を行うものであります。
- (4) 当社におけるグループ経営体制強化のため、「取締役相談役」を新設し、現行定款第 25 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項に所要の変更を行うものであります。
- (5) 前項の変更および社内規程の見直しに伴い、現行定款第 26 条（相談役）の規定を削除し、あわせて条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 24 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 24 日（木）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
(商 号)	(商 号)
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することおよび次の業務を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) コンピュータハードウェア・ソフトウェアの開発、賃貸借および販売	(1) (現行どおり)
(2) コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービス、情報提供サービスおよび情報流通サービス	(2) (現行どおり)
(新 設)	<u>(3) 医薬品、医療機器、医薬部外品の開発・製造・輸入・販売の支援に関する業務</u>
(3)	(4)
〵 (記載省略)	〵 (現行どおり)
(23)	(24)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を <u>富山県富山市</u> に置く。	第3条 当社は、本店を <u>東京都千代田区</u> に置く。
第4条	第4条
〵 (記載省略)	〵 (現行どおり)
第12条 (招集および招集地)	第12条 (招集および招集地)
第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
<u>2 株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地または東京都内において招集する。</u>	(削 除)
第14条	第14条
〵 (記載省略)	〵 (現行どおり)
第24条 (代表取締役および役付取締役)	第24条 (代表取締役および役付取締役)
第25条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を若干名選定する。	第25条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を若干名選定する。
2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名を定めるものとし、必要に応じて、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができる。	2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名を定めるものとし、必要に応じて、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役および取締役相談役</u> を各若干名定めることができる。
(相談役)	(削 除)
<u>第26条 取締役会は、その決議によって、相談役を若干名選任することができる。</u>	
第27条	第26条
〵 (記載省略)	〵 (現行どおり)
第53条	第52条